

築上町告示第19号

平成28年第1回築上町議会定例会を次のとおり招集する

平成28年2月17日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成28年3月2日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

小林 和政君	宗 晶子君
宮下 久雄君	有永 義正君
信田 博見君	鞆野 希昭君
池亀 豊君	工藤 久司君
丸山 年弘君	田原 宗憲君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	武道 修司君

○3月7日に応招した議員

○3月9日に応招した議員

○3月11日に応招した議員

○3月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第1回 築上町議会定例会会議録（第1日）

平成28年3月2日（水曜日）

議事日程（第1号）

平成28年3月2日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告

・提出された案件等の報告

日程第4 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について

日程第5 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第6 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第7 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第8 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第9 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第12 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について

日程第13 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第14 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について

日程第15 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について

日程第16 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について

日程第17 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について

- 日程第18 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について
- 日程第22 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第36 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第37 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第39 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第40号 人権擁護委員の推薦について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第2号 平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第5 議案第3号 平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第6 議案第4号 平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第7 議案第5号 平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第8 議案第6号 平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第7号 平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第8号 平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第9号 平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第12 議案第10号 平成28年度築上町一般会計予算について
- 日程第13 議案第11号 平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第14 議案第12号 平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第13号 平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について
- 日程第16 議案第14号 平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第15号 平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第16号 平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第17号 平成28年度築上町水道事業会計予算について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度築上町下水道事業会計予算について
- 日程第21 議案第19号 築上町行政不服審査会条例の制定について

- 日程第22 議案第20号 築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第21号 築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第23号 築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第24号 築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第25号 築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第26号 築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第32 議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第33 議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第33号 築上町過疎地域自立促進計画について
- 日程第36 議案第34号 連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議について
- 日程第37 議案第35号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第38 議案第36号 町道路線の廃止について
- 日程第39 議案第37号 町道路線の変更について
- 日程第40 議案第38号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第41 議案第39号 築上町教育委員会委員の任命について
- 日程第42 議案第40号 人権擁護委員の推薦について

出席議員（14名）

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 小林 和政君 | 2 番 宗 晶子君 |
| 3 番 宮下 久雄君 | 4 番 有永 義正君 |

5番 信田 博見君	6番 鞆野 希昭君
7番 池亀 豊君	8番 工藤 久司君
9番 丸山 年弘君	10番 田原 宗憲君
11番 吉元 成一君	12番 塩田 文男君
13番 武道 修司君	14番 田村 兼光君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君 係長 脇山千賀子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君
総務課長	則行 一松君	財政課長	八野 繁博君
企画振興課長	江本 俊一君	人権課長	柿本直保美君
税務課長	江本昭二郎君	住民課長	加藤 秀隆君
福祉課長	平塚 晴夫君	産業課長	今富 義昭君
建設課長	平尾 達弥君	都市政策課長	竹本 信力君
上水道課長	加來 泰君	下水道課長	吉留梯一郎君
総合管理課長	塩田 健治君	環境課長	進 信博君
農業委員会事務局係長			西畑 尚幸君
商工課長	中野 康弘君	学校教育課長	繁永 和博君
生涯学習課長	吉元 保美君	監査事務局長	永野 賀子君

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） それでは会議に入ります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、平成28年第1回築上町議会定例会を開会します。

新川町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。第1回定例会を招集いたしましたところ、全議員の参加をいただきまして大変ありがとうございます。

なお、先ほど、有永議員におかれましては、永年議員活動ということで全国表彰を受けられました。大変おめでとうございます。

さて、最近の行政報告でございますけれども、まずやっぱり皆さんが一番関心のお持ちの消防の公金不明事件という形で、昨年の5月に広域圏の消防特別会計の中で、公金約九千数百万の不明が発見されたというふうなことで、それ以来内部調査を重ねてきて、ある程度の内部調査ではわかっております。

そこで、刑事告発ということで、昨年の12月の5日に告訴状を豊前警察署に、この告訴状は2,700万円ということで、この刑事事件については時効が5年というふうなことで、調査した中の2,700万円を告発、告訴していったというところでございます。そして、その間、豊前警察署のほうで、不明金調査を警察署に提出をしておるわけでございます。そして、警察署のほうもようやくいろんな吟味をしながら、ことしの2月1日に、一番小さな47万円を横領容疑で逮捕したというふうな形になっております。

そして、この横領容疑がある程度裏がとれたということで、次の、さかのぼっていきまして、28年の2月22日に、拘留期限が切れる寸前に再逮捕ということで、これは47万円以前の150万円を横領したということで再逮捕をいたしてるところでございます。そして、まだまだ裏がとれ次第、この、その前の分も、時効の前までもやっていくんであろうということで、拘留期限が多分21日しかないんで、それまでにはまた再逮捕になるという可能性があるようでございます。

あとの件は、警察署の判断で行うんで何とも言えませんが、その間、広域圏のほうでも、再発防止対策プロジェクトチームを発足をいたしまして、作業内容の確認、それから関係者聴取、事情聴取のスケジュールと、それから福岡銀行に赴きまして、伝票調査も福岡市の本店に行ってもらったということと、それから再発防止のプロジェクトチーム第2回を、関係者の意見を聞きながら事前打ち合わせをしておるという形でございます。

そして、現在では、一番再発防止というようなことで、監査業務、今まで年に1回しか行ってなかったのを、今、毎月監査員のところに預金の通帳の写しと、それから月末締め資金収支の関係を監査員のほうに（ ）をしておると。そしてなお、4月からは、例月監査を行うということで、予算が今回広域圏の中で提案さしていただきまして、例月監査を行い、そして銀行からも残高証明を添付しながら、どこの自治体も行っておるような例月監査を行っていくというふうなことで、それと、今現在では、預金の通帳を消防長が管理をしているというふうなことで、今

までは担当者管理でございましたけれども、これを消防長管理と、このようなことに変更しておるといことで、理事会では報告があつておるところでございます。

なお、今後の推移は、まだどうなるかちょっとわかりませんが、中間の報告を以上させていただきます。

それから、あと、農業委員会の委員さんの選定で、さきの臨時会で議決を定数条例いただきましたが、公募をいたしましたところ、27名の応募がございました。この中で、基本的には、いわゆる法に基づきながらある程度吟味をしていかなければいけないというようなことで、まずは全く農業に関係ない、利害の関係ない人を1名ということで、まずこれを優先的に選んでいこう。

それから、法でできるだけ望ましいということで、女性2名以上、それから若者という形の中で、それぞれ2名ずつを27名の中から選定をしていこうというふうなことで決定され、あとの残りの14名引く5ですので、9名を各地区に、基本的には1人ずつ配分していこうと。そして、面積の多いところにはプラス1ずつやっっていこうということで、そういう形で基本的に選定の基準をつくりまして、中日の日に提案はさせていただきますけど、そういうことで農業委員会の一応、そしてあと、認定農業者、それから農業委員会の関係、経験者といいますか、そういう人たちをもう一つの吟味の対象にしていこうと。それから、極力若者というようなことで、対象にしていこうというようなことで、選定の町長部局の課長会議をいたしまして、そういう一つの選定の基準案づくりを行って選定をいたしておるところでございます。

なお、紙面につきましては、中日の日に皆さんに議案として出させていただきますと、このように考えてるところでございます。

それと、あともう1点、今、唐津市の佐賀県立名護屋城博……、3月1日ごろの広報にも私は書かしていただきましたが、小川敬吉資料展というようなことで、この方が八津田村の村長だけではなかったということで、朝鮮において活動で、非常に朝鮮のほうから、韓国のほうから評価を得てるというようなことで、彼が八津田村の村長になる前は朝鮮総督府の文化調査官ということで、彼がすばらしい調査結果を残しておるということで、佐賀県立名護屋城博物館、これは韓国との交流センターという名前も持っておりますんで、ここが全て窓口になっておるということで、こういう小川敬吉資料展というのを、先日日曜日、私も行ってまいりましたが、すばらしい資料がたくさん展示されて、築上町にもこんなすばらしい方がおったかなというふうなことで、広報にも書かさせていただいておりますけども、御報告をいたしておきたいと思ひます。

なお、本日の本議会の提案は、27年度の補正予算が8件、それから28年度当初予算9件、それから条例の一部改正等々が14件、それからその他の議案ということで、中枢都市圏の議案と、それから過疎の議案、それから道路認定等々ということで、5件をその他で計上させていただきます。それから、あと人事案件を、本日教育委員の選任案件2件、それから人権擁護委員

の選任案件1件ということで提案をさしていただいておりますので、よろしく御審議をいただき、御採択をいただきますようお願いを申し上げます、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで行政報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、11番、吉元成一議員、12番、塩田文男議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

2月24日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

3月2日水曜日、本日は本会議で議案の上程。なお、議案第38号から第40号の人事案件については、中日、3月7日に採決することと協議いたしました。

3月3日木曜日、4日金曜日は考案日といたします。

3月5日土曜日、6日日曜日は休会といたします。

3月7日月曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

3月8日火曜日は、考案日といたします。

9日水曜日は、本会議で一般質問、10日木曜日は、考案日といたします。

3月11日金曜日は、一般質問の予備日といたします。

3月12日土曜日、13日日曜日は、休会です。

3月14日月曜日は、厚生文教常任委員会を開催いたします。

3月15日火曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。なお、総務産業建設常任委員会は、築城支所の第4、第5会議室で行います。

3月16日水曜日は、委員会予備日といたします。

3月17日木曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

なお、委員会審議については、所管の議案審議、所管外の事務質疑、所管外の議案質疑とし、一般行政事務関連については一般質問でお願いいたします。

一般質問の受付締め切りは、あす3月3日正午までといたします。

以上、会期は、本日から3月17日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日3月2日から17日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月17日までの16日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第2号ほか38件です。ほかに例月出納検査報告が配付のとおり提出されていますので、あわせて報告いたします。議事に入ります。

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第4、議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてから、日程第11、議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）についてまでを、会議規則第37条の規定により一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第2号から議案第9号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） 議案第2号平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）を別紙のとおり提出する。

議案第3号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり提出する。

議案第4号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第5号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第6号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第7号平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第8号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第2号は、平成27年度築上町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額106億9,080万円に2億5,640万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を109億4,720万円に定めるものでございます。

歳出の主なものは、電子計算費、これは特に社会保障・税番号制度関連で2,584万5,000円、地方創生加速化交付金事業ということで航空交流館基本設計業務、これは地方創生の中で取り上げられていただきまして、航空交流館の基本設計を認めていただきました

2,869万6,000円。

それから、ふるさと古民家再生事業ということで、これは旧竹内邸の再生事業ということで、3,244万2,000円をいただきます。財政調整基金積立金2億2,063万7,000円などでございます。

歳入は、先ほど申しましたように、社会保障・税システム1,077万9,000円、地方加速化が6,000万円いただいております。環境施設基金繰入金が3,000万ということで、また、繰越明許費が7件、地方債の補正2件、変更3件ということで、計上しておるところでございます。

次に、議案第3号平成27年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますけれども、本予算は、既定の歳入歳出予算の総額31億6,246万2,000円に1,016万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を31億7,262万6,000円と定めるものでございます。

この最後の補正でございますし、国、県への返納金の確定、それから一般会計への繰入金の増額等々ということで、予算調整をさしていただいております。

次に、議案第4号平成27年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

本補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額が3億3,394万3,000円に4万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億3,398万3,000円ということで、これは人勧に伴う人件費の増額をさしていただいております。

それから、議案第5号平成27年度築上町特定環境保全公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額2億3,021万8,000円に13万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億3,034万8,000円と定めるものでございます。これも、人事院勧告の人件費の増でございます。

議案第6号平成27年度築上町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額2億511万7,000円に歳入歳出それぞれ12万円を追加いたしまして、2億523万7,000円と定めるものでございます。これも、人件費の計上をさしていただいております。

議案第7号は平成27年度築上町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額6億6,796万8,000円に歳入歳出それぞれ10万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億6,806万8,000円と定めるものでございます。補正の主な要因は、これも人件費の増額による一般会計補助を増額する

ものであります。

次に、議案第8号平成27年度築上町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額3億7,820万7,000円に、322万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億8,142万7,000円と定めるものでございます。

歳入は一般会計からの繰入金322万円を予定しております。歳出は、人事院勧告に伴う人件費22万円、そして漏水に伴う施設修繕及び工事材料費を300万円計上をしておるところでございます。

次に、議案第9号平成27年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本案は既定の第3条予算の収益的支出に12万円を追加いたしまして、総額を2億3,248万3,000円に改めるものでございます。これは、人勧の人件費の増額を計上さしていただいております。

2号議案から9号議案まで、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

日程第15. 議案第13号

日程第16. 議案第14号

日程第17. 議案第15号

日程第18. 議案第16号

日程第19. 議案第17号

日程第20. 議案第18号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第12、議案第10号平成28年度築上町一般会計予算についてから、日程第20、議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第10号から議案第18号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。八野財政課長。

○財政課長（八野 繁博君） **議案第10号**平成28年度築上町一般会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町一般会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第11号平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、地方自治法

第211条第1項の規定により、平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第12号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町奨学金貸付特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第13号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第14号平成28年度築上町霊園事業特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町霊園事業特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第15号平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第16号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算について、地方自治法第211条第1項の規定により、平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第17号平成28年度築上町水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成28年度築上町水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。

議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算について、地方公営企業法第24条第2項の規定により、平成28年度築上町下水道事業会計予算を別紙のとおり提出する。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第10号は平成28年度築上町一般会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ119億6,750万円に定め、一時借入金の限度額を10億円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと、約20%の増でございます。20億3,801万3,000円という増加でございます。

この要因は、保育所の建設事業、それから中学校の建設事業、液肥の施設建設事業ということで、非常にこの大きな3つの事業を抱えたために、こういう大きい予算になってきておるところでございます。なお、この3つの事業も、単年度ではしおおせないで、債務負担行為を保育所、それから液肥は29年の2カ年の事業、そして中学校については、3カ年の債務負担行為を設定をさせていただいてるところでございます。あと、臨時財政対策債など、6事業の地方債の限度額を定めておるところでございます。

なお、今先ほど申した3事業も、築城中学においては、基本的には2カ年事業と、国の予算の

関係で、あと残務の工事等を平成30年度に行わざるを得ないということで、例えば仮校舎の撤去とか、そういう形のものが多分平成30年度の事業ということで、中学校の新しい校舎への入居は、30年の4月に入居できるような算段で今計画を立てておるところでございます。

保育園については2カ年事業ということで、これも29年の4月には入れるような予定にしておると。

液肥も本来なら単年で行かなきゃなりませんけど、これも国の予算の都合というふうなことで、2カ年事業ということで、国に応募しては、29年度は早急に補助金の交付を受けていただきたいと、このような形で、そうすれば上半期には施設も利用できるだろうというふうなことで考えておるところでございます。

特に、予算的には非常に大きな予算でございますけれども、収入は若干減少目でございます。

町民税の減税等々が約1,200万ほど昨年よりは減っております。

それから、地方譲与税も540万の減、それから地方交付税も、これも人口減等々があつて、それから合併も10年が過ぎたというふうなことで、これも8,700万円ほど減らされる予定でございます。

あと、臨時財政対策債を含んだ実質的な地方交付税の総額では、約8,400万円になるんじゃないかなという想定をしておるところでございます。

あと、町債は、非常に先ほど申した3つの事業の事業量ということで、これは昨年の倍増でございます。15億約5,000万ほど町債が去年よりはふえておるところでございます。

歳出におきましても、先ほど申した形で、人件費が約6,500万ほど減っておるところでございますし、それから、公債費は定期償還等の増により若干ふえて、3,700万の増でございます。

扶助費は5,100万円増ということで、非常にやっぱり扶助費がだんだんふえてきておる状況でございます。

それとあと、義務的経費ということで、2,300万ほど増加しておるところで、あと、非常に経常経費的な形で少しずつふえていってる状況でございます。

そういう形の中で、普通建設事業が18億8,700万ほどふえておるところで、予算の特徴ではないかなとこのように考えておるところでございます。

次に、議案第11号は、これは平成28年度築上町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算でございますが、本予算も、歳入歳出予算の総額を361万8,000円と定めまして、一借の最高限度額を2億7,500万と定めるものでございます。

歳出の主なものは、総務管理費ということで、基本的には時効にならないための裁判費用とか、そういうものが主でございます。そして、貸付金の元利収入は99万2,000円及び県の補助

金等々を充てておるという状況でございます。

あと、滞納については、職員一生懸命に取り組んで、少しでも滞納金額の回収に務めておるといことで、最近でも相当実績が上がっておるといでございますし、とにかく時効にならないよな措置で、この会計を少しでも滞納額を少なくしていこうという形で頑張っておるといでございます。

それから、議案第12号平成28年度築上町奨学金貸付事業特別会計でございますけれども、本予算の総額は391万1,000円など、それぞれ歳入歳出で定めるものでございますが、歳出の主なものは、貸付予定新規2名ということ、あと継続者が3名ということで予算計上をさしておるといでございます。

それから、議案第13号平成28年度築上町椎田駅前周辺活性化促進事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ192万7,000円と定めるものでございます。本会計も既貸付金の返済回収業務を行っているものでございますので、非常にやっぱりなかなか回収に対しては苦勞をしておりますが、少しずつでもやっしていこうというふうなことで、これも時効にならないよな形で頑張っておるといでございます。

議案第14号平成28年度築上町霊園事業特別会計予算でございます。

本予算は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335万3,000円と定めるものでございます。平成28年度の予定販売数は、小区画を2区画見込み、計上をしておるといでございます。

歳入は、使用料及び手数料が130万9,000円というふうなことで、あと基金への繰り出しということ、204万円ほど計上さしていただいとおるといでございます。

次に、議案第15号平成28年度築上町国民健康保険特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出の総額をそれぞれ31億2,073万5,000円と定め、一時借入金の限度額を3億円と定めるものでございます。本年度は27年度の医療費実績を勘案いたしまして、医療費総額を前年度比3.9%増で計上をさしていただいしております。

歳入の主なものは、税3億9,819万1,000円、国庫支出金7億7,170万円、それから療養給付等交付金1億6,924万9,000円、それから前期高齢者交付金への支出として7億1,355万8,000円ということ、それから県支出金として、受け入れが1億9,167万円と、あと共同事業交付金ということ、これが6億5,271万4,000円ということ、それとあと、一般会計から繰り入れが2億2,222万円を繰り入れる予定でございます。

歳出の主なものは、給付費ということと、それから後期高齢者への支援金と、それから介護納付金等々が主な支出金となっておるといでございます。

次に、議案第16号平成28年度築上町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

本予算案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億867万3,000円と定めるものでございます。この特別会計は、後期高齢者医療の保険料を徴収して県の連合に納める特別会計でございます。

そういう形の中で、保険料として2億61万8,000円を予定しておるところでございます。それから一般会計繰入金として、1億801万7,000円を計上させていただいております。

次に、議案第17号平成28年度築上町水道事業会計予算でございますが、本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額及び一時借入金の借り入れ限度額を3億と定めるものでございます。具体的には、第3条予算の水道事業収益は4億2,954万4,000円で、水道事業費用は3億9,353万7,000円となっております。それから、第4条予算の資本的収入3億3,821万9,000円で、資本的支出は4億5,560万3,000円でございます。

いずれも28年度の予算の議案でございますので、よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げます。

もう一つ、ごめんなさい。

議案第18号平成28年度築上町下水道事業会計予算についてでございますが、下水道事業は特定環境保全公共下水道事業、それから農業集落排水事業、公共下水道事業の3つの特別会計を廃止をいたしまして、28年4月から公営企業会計に移行して、築上町下水道事業会計となります。

本予算は、業務の予定量と収益的・資本的収入支出額及び一時借入金の限度額を1億7,000万円を定めるものであります。具体的な内容は、第3条予算の下水道事業収益5億8,775万1,000円を定めて、そしてあと下水道事業費用は5億9,756万4,000円と定めているところでございます。第4条の資本的収入は2億6,788万9,000円、資本的支出は4億1,322万9,000円という予算にいたしておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上でございます。

日程第21. 議案第19号

日程第22. 議案第20号

日程第23. 議案第21号

日程第24. 議案第22号

日程第25. 議案第23号

日程第26. 議案第24号

日程第27. 議案第25号

日程第28. 議案第26号

日程第29. 議案第27号

日程第30. 議案第28号

日程第31. 議案第29号

日程第32. 議案第30号

日程第33. 議案第31号

日程第34. 議案第32号

○議長（田村 兼光君） お諮りします。日程第21、議案第19号築上町行政不服審査会条例の制定についてから、日程第34、議案第32号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第19号から議案第32号までを一括議題とします。

職員の前読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） **議案第19号**築上町行政不服審査会条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第21号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第22号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第23号築上町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第24号築上町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第25号築上町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第26号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙の

とおりに提出する。

議案第27号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第28号 築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第29号 築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第30号 築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第31号 築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第32号 築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第19条は、築上町行政不服審査会条例の制定でございます。

本条例案は、行政不服審査法の全部を改正する法律が28年4月1日に施行されることによりまして、築上町行政不服審査会を設置する必要があるため、新規に条例を制定するものでございます。

次に、議案第20号築上町情報公開条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案も、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されまして、不服申し立て構造の見直しにより、不服申し立ての種類が「審査請求」に一元化され、審査請求期間が現行60日から3カ月に延長されるなど、制度が改められたことにより条例を改正するものでございます。

次に、議案第21号築上町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案も、前条例と一緒に、行政不服審査法が改正をされまして、不服申し立ての構造の見直し等々、不服申し立ての種類が「審査請求」だと、また「裁決又は決定」が「裁決」に一元化されるなど、制度が改められたことによるものでございます。

それから、議案第22号築上町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、学校教育法等の一部を改正する法律が、平成28年4月1日から法改正を行って施行されます。育児または介護を行う職員の早出遅出勤務を行うことができる職員の要件が改められることにより、条例の一部を改正するものでございます。

議案第23号築上町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、これは行政不服審査法が4月1日に施行されま

す。築上町行政不服審査会を設置することから、委員報酬について定める必要がありますので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第24号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、人事院勧告制度を尊重いたしまして、適切な改定を行うため及び地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されまして、築上町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第25号築上町固定資産評価審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例案は、行政不服審査法、これも28年4月1日、同じ法でございますけど施行されまして、中身が改正を必要といたしますので、これが相当項目、この分は改正がされるようでございますけれども、文言等を改正をするものでございますので、条例改正をさしていただいております。

それから、議案第26号築上町下水道条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本案は下水道法施行令の一部を改正する政令が27年の10月21日に施行されたことに伴い、下水道に排除される排水の水質基準が強化されたために条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第27号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定でございますが、平成22年3月31日に国民健康保険税条例の一部が改正されました。その際に、改正内容に遺漏があったというふうなことで、本町におきまして国民保険制度の一部を遅まきながら改正をさしていただくものでございます。

改正内容は、被保険者保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その被扶養者の保険料の軽減期間について、資格取得の日から2年に限られてたものを後期高齢者医療制度が廃止されるまでの当分の間軽減を行うための改正でございます。現に2年に限り軽減を行っている該当者については、改正後に税額を更正し、還付したいと。該当者1名おりますので、さかのぼってしたいと、このように考えておるところでございます。

次に、議案第28号築上町学習等供用施設条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案は、指定管理制度により、築上町学習等供用施設の管理を行っておりますが、本文中に実態と異なるものがございまして、指定管理を適切に行うため、築上町学習等供用施設条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第29号築上町図書館条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例は、図書館の年末年始の休館日をコミュニティセンター等の類似施設と統一するため、築上町図書館条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号築上町文化会館（コマーレ）条例の一部を改正する条例の制定でございますが、本条例案も、文化会館（コマーレ）の年末年始の休館日をコミュニティセンター等の類似施設と

統一するため、築上町文化会館条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号築上町旧蔵内邸条例の一部を改正する条例でございますが、本条例案は、築上町旧蔵内邸において、平成28年4月1日より休館日を週2日から週1日ということで、休館日は水曜日のみと。今までは火、水が休みでございましたが、水曜日に変更するために、築上町旧蔵内邸条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、職員の所有に係る住宅に対する住宅手当について、国家公務員の制度と同様にすることに伴い、築上町公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第35. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 日程第35、議案第33号築上町過疎地域自立促進計画についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第33号築上町過疎地域自立促進計画について、築上町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり定めるものとする。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第33号は築上町過疎地域自立促進計画についてでございます。

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されまして、法の執行期限が平成33年3月31日まで5年間延長がされました。このため、本町においても、この地域の自立促進を図るための事業ということで、延長期間に必要な各種事業をこの計画に基づいて国のほうに申請していこうというふうなことで、平成28年度から32年度までの5年間までの事業を別紙のとおり上げておりますので、御審議をいただきながら、また変更に当たっては、また議会の議決をいただこうと、このように考えておるところでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第36. 議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第36、議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第34号連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市

との連携協約の締結に関する協議について、北九州市との協議により、次のとおり連携協約を締結する。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第34号は、連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州市との連携協約の締結に関する協議についてということで、本議案は、中核性を備える中心都市と近隣の市町が連携し、人口減少社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある経済社会を維持するための拠点形成を目的とする連携中枢都市圏構想において、北九州市を中心とした北九州都市圏域の形成に向け、地方自治法第252条の2第1項の規定による連携協約を北九州市と締結するため、同市と協議する必要があるということで、同条第3項の規定によりまして、議会の議決を得ながら北九州市と連携をして、本町のある程度親交を図っていききたいと、このように考えておるところでございますので、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げたいと思います。

日程第37. 議案第35号

○議長（田村 兼光君） 日程第37、議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第35号公の施設に係る指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、町議会の議決を求めます。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第35号は公の施設に係る指定管理者の指定についてでございます。

本議案は、現在上城井活性化センターについて、上城井ふれあい協議会が指定管理者として管理を行ってるところでございます。平成28年の3月31日で協定期間が満了になり、今後も同施設を効果的に活用する必要があるため、引き続き指定管理者の指定を行うものでございます。

築上町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条のただし書き「公募を行わないことについての合理的な理由」を適用して、継続して上城井ふれあい協議会に指定を行うため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

なお、この施設は、築上西高の上城井分校を廃校した後で、今まで上城井地区の自治会がふれあい協議会を結成しながら、現在活性化のために頑張っておるといふ協議会でございますので、よろしく御審議をいただきながら、御採択をお願い申し上げたいと思います。

日程第 38. 議案第 36 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 38、議案第 36 号町道路線の廃止についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第 36 号町道路線の廃止について、次のように町道路線を廃止するものとする。平成 28 年 3 月 2 日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 36 号は町道路線の廃止でございます。

本案は、町道西八田 71 号線の用地が、国有地であり、防衛省の管理道路であるため、町道路線を廃止するものでございます。位置的には、国道 10 号線から自衛隊の正門に入る道でございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第 39. 議案第 37 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 39、議案第 37 号町道路線の変更についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第 37 号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。平成 28 年 3 月 2 日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 37 号は町道路線の変更でございますが、本案は、築城 3 号線の終点の町道を下別府築城線まで延長し、これと連結するため、町道変更するものでございます。

よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

日程第 40. 議案第 38 号

○議長（田村 兼光君） 日程第 40、議案第 38 号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第 38 号、築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。平成 28 年 3 月 2 日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第 38 号は築上町教育委員会委員の任命でございます。

本案は、教育委員の中村ひろ子氏が、平成 28 年の 3 月 24 日をもって任期満了になります。引き続き、築上町教育委員会委員に中村ひろ子氏を任命することについて、議会の同意を求める

ものでございます。

なお、中村氏は、進教育委員の後任として、昨年皆さんの同意を得て就任しておるところでございますし、残任期間でございましたので、1年ちょっとの任期でございました。再任をよろしく願いしたら引き受けていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

日程第41. 議案第39号

○議長（田村 兼光君） 日程第41、議案第39号築上町教育委員会委員の任命についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第39号築上町教育委員会委員の任命について、築上町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。平成28年3月2日提出。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第39号も築上町教育委員会委員の任命でございます。

本議案は、築上町教育委員会の委員、田中真理子氏が平成28年3月24日をもって退任をすということ、新たに築上町教育委員会委員に永井和美氏を任命することに議会の同意を求めらるものでございます。

田中さんが保護者代表と、教育委員会法では保護者を教育委員にすることが望ましいというふうなことでしてございましたけれども、本人から辞任の届けが来ておりますので、あと残任期間、永井和美氏にお願いしようというふうなことで、永井氏はお手元に御配付の経歴でございますけれども、保護者として熱心な活動をされておる方でございますので、どうぞよろしく同意のほうをお願い申し上げたいと思います。

日程第42. 議案第40号

○議長（田村 兼光君） 日程第42、議案第40号人権擁護委員の推薦についてを議題とします。則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 議案第40号人権擁護委員の推薦について、人権擁護委員に次の者を推薦することについて意見を求めます。平成28年3月2日。築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第40号は人権擁護委員の推薦でございますけれども、本議案は、人権擁護委員吉田富美代氏が平成28年の6月30日をもって任期満了となります。引き続き人権擁護委員を引き受けていただきたくお願いをしたら、よろしいと、引き受けましょうというふうな御返事をいただきまして、議会の同意を、意見を求めるものでございまして、よろしくお願い

い申し上げたいと思います。

○議長（田村 兼光君） それでは、議案に対する資料要求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。なお、一般質問の締め切りは、あすの正午までとします。

○議長（田村 兼光君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時10分散会
